

監査事務所検査における最近の指摘事例について

～「監査事務所検査結果事例集（令和6事務年度版）」のポイント～

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課課長補佐

平 野 智 和

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月の発足以降、公益の確保及び投資者保護の観点から、我が国における監査の品質の確保・向上のために監査事務所（公認会計士事務所又は監査法人）に対する検査を実施してきた。

審査会検査における指摘事例や評価できる取組については、審査会としての監査の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場関係者に対する参考情報を提供することを目的に、「監査事務所検査結果事例集」として年次で取りまとめ、公表している。

本年7月19日に公表した、令和6事務年度版の監査事務所検査結果事例集（以下「本事例集」という。）では、最新の指摘事例を追加するとともに、特に中小規模監査事務所における改善に資するよう評価できる取組の事例を充実させている。

なお、審査会のモニタリング活動を通じて入手した情報は、「令和6年版モニタリングレポート」として取りまとめ、本事例集と併せて審査会ウェブサイトに掲載しているので、参照されたい。

本事例集の概要

本事例集は、「Ⅰ．業務管理態勢編（根本原因の究明）」、「Ⅱ．品質管理態勢編」、「Ⅲ．個別監査業務編」及び「Ⅳ．その他」の4項目から構成されている。監査事務所はその規模（人員、業務数等）によって運営状況が大きく異なることから、ⅠからⅢの各項目は監査事務所の規模別に記載している。

「Ⅰ．業務管理態勢編（根本原因の究明）」では、根本原因究明の重要性に鑑み、近時の検査における根本原因の究明及び根本原因の事例を充実させている。

「Ⅱ．品質管理態勢編」及び「Ⅲ．個別監査業務編」では、最新の検査事例を幅広く掲載するほか、中小規模監査事務所における改善に資するよう評価できる取組の事例も充実させている。

また、新たに適用が開始された改正倫理規則等や未適用の新基準（改正監査基準報告書600、改正財務報告内部統制監査基準報告書第1号など）に関する留意事項をコラムとして掲載しているほか、本事例集の「検査結果の概要」や「求められる対応」をまとめた「要約版」を作成し、本事例集と併せて公表している。

本稿では、紙幅の関係から各項目のポイン

トを紹介するが、文中のコメント部分においては、筆者の私見が含まれていることを申し添える。

(注)「大手監査法人」は、上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上のいわゆる4大監査法人を指す。「準大手監査法人」は、4大監査法人に準ずる規模の4法人を指す。「中小規模監査事務所」は、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所を指す。

I. 業務管理態勢編（根本原因の究明）

1. 根本原因の究明

検査において検証する範囲は限定的であるため、検査で発見された不備と根本原因を同じくする未発見の不備が、検証されていない部分に存在する可能性は高い。また、不備発生の根本原因を考慮せず直接的な原因のみを考慮して改善策を実施したとしても、その効果は一時的なものとなり同様の不備が再発する可能性が高い。もちろん、喫緊に改善を要する場合もあるが、対症療法的な改善策に終始している場合には、改善策が累積し、監査現場に負担をかけ、かえって効果的・効率的な監査業務の妨げとなる。したがって、各監査事務所において改善策を策定する際には、不備の根本原因の究明の重要性を認識し、本質的な監査の品質向上に努める必要がある。

根本原因の究明においては、まず、個々の不備の直接的な原因を的確に把握することが重要である。その際、不備発生の直接的な原因を、監査実施者個人の知識や意識、経験だけに帰するのではなく、監査チームや被監査会社の状況等も十分に理解した上で把握する必要がある。なお、直接的な原因には、個々の不備に対して識別される「固有の原因」と、複数の不備に共通する「共通原因」があり、

共通原因が生じた原因を更に検討することで根本原因の究明につながることが多い。

2. 根本原因の究明に係る事例

これまでの検査において、不備の根本原因として挙げられる問題点は、トップの意識や経営方針、風土・文化といった業務管理態勢に係るものであることが多いため、各監査事務所においては、業務管理態勢の実効性には特に留意する必要がある。なお、品質管理担当責任者の意識など品質管理態勢に係るものが根本原因となることもある（図表1参照）。

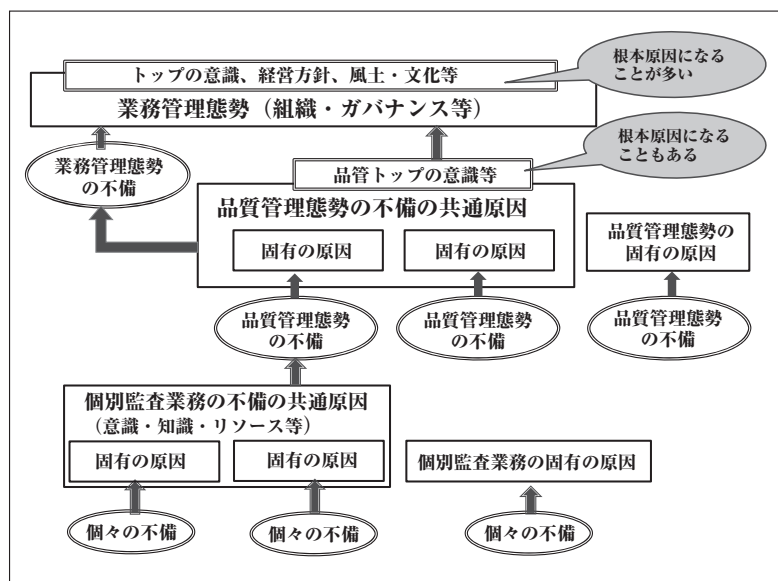
根本原因の究明の事例には次のようなものがある。

▶当監査法人においては、検証対象とした個別監査業務の一部に、重要な不備を含む複数の不備が認められた。

これらの不備の直接的な原因には、業務執行社員及び監査補助者が、収益認識会計基準の適用状況や重要な会計上の見積りに関する監査の実施に際し、被監査会社が採用した会計処理について、被監査会社から入手した情報との整合性を批判的に検討する意識が不足していたことがあった。また、品質管理本部は、収益認識会計基準の適用状況や重要な会計上の見積りに関する監査の実施において、監査チームが被監査会社から入手した情報を踏まえて批判的な検討を行うための施策を十分に実施できていないことや、審査担当社員及び定期的な検証の担当者が監査チームの実施した監査手続を批判的に検証するための施策を十分に実施できていないという品質管理態勢の不備の共通原因が認められた。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、経営執行部は、監査の品質改善施策を導入・実施することで、全ての監査チームが、全ての監査領域において、会計上・監査上の論点に関する対応を主体的に行い、十分かつ適切な監査証拠を入手

<図表 1>不備と根本原因の究明（参考イメージ）



するものと考えていたことに加え、監査業務のリスクに応じて審査担当社員を選任する制度や定期的な検証のために事前準備期間を確保する取組等を実施することで、全ての審査担当社員及び定期的な検証の担当者が深度ある検証を行う意識を高めるものと考えていたという根本原因が認められた。【大手監査法人】

▶当監査法人においては、検証対象とした個別監査業務に、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められた。

これらの不備の直接的な原因は、業務執行社員及び監査補助者が、監査の基準及び現行の監査の基準が求める手続の水準を十分に理解していないことに加え、会計上の見積りの監査に際し経営者が使用した重要な仮定を十分に理解しておらず、重要な仮定に係る経営者の主張を批判的に検討していないなど、職業的懐疑心を十分に発揮していないというものであった。また、品質管理本部は、研修等を通じて品質管理の方針及び手続並びに品質管理上の施策について周知さえすれば、監査チームが適切に対応するものと思い込んでおり、当該方針等の浸透状況や実効性を把握・検証し、その結

果を踏まえて当該方針等の見直しの要否を検討する意識が不足していることに加え、各社員は、監査調書の査閲、監査業務に係る審査、定期的な検証等の実施に際し、自らが所属する監査チームや他の監査チームが実施した監査手続を批判的に検討する姿勢に欠けており、法人全体の監査の品質の維持・向上に向けて、社員の職責を適切に果たしていないといった品質管理態勢の不備の共通原因が認められた。このような状況を踏まえ、更に根本原因を追及した結果、最高経営

責任者をはじめとする経営執行部は、法人の品質管理を含む業務運営において、職業倫理や内部規程等を遵守する意識を十分に保持していないなど、監査の品質を重視する風土の醸成や、実効的かつ組織的な業務管理態勢の構築に向けた意識が不足していることに加え、監査実施者の恒常的な不足やスキルの底上げの必要性を認識しながら、社員及び職員の常勤化の早期実現に注力するあまり、法人全体の適切な監査の品質の確保に向けた取組を自ら実践する意識が不足しているといった根本原因が認められた。

更に、最高経営責任者を含む各社員は、自らを含む監査実施者において、監査の基準及び現行の監査の基準が求める手続の水準の理解が不足している状況や、会計上の見積りの監査における経営者の主張等を批判的に検討する姿勢が不足している状況を的確に把握していないといった根本原因も認められた。【準大手監査法人】

Ⅱ. 品質管理態勢編

1. 監査事務所の品質管理態勢

審査会検査では、品質管理態勢の維持・向

上のため、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が、監査事務所の規模や特性に応じたものになっているかについて検証している。

監査事務所の品質管理のシステムは、大手監査法人から中小規模監査事務所まで、様々な形がみられるため、検出された不備も各監査事務所の規模や特性を反映したものが多く認められている。

監査事務所の規模にかかわらず、品質管理システムを整備し運用する目的は、監査業務の品質を組織として合理的に確保するためである。求められる品質管理態勢は「監査に関する品質管理基準」及び「品質管理基準報告書」等で規定されており、品質管理システムの整備と運用を通じて個別監査業務の品質に大きな影響を与える。品質管理システムの整備が形式的なものにとどまっている場合、当該システムが期待通りに運用されないため、個別監査業務の品質の改善に有効に機能しない。品質管理態勢が、各監査事務所の規模や特性に応じて、総合的かつ実効的に機能することで、個別監査業務の品質が合理的に確保されることになる（図表2参照）。

品質管理態勢の不備及び評価できる取組事

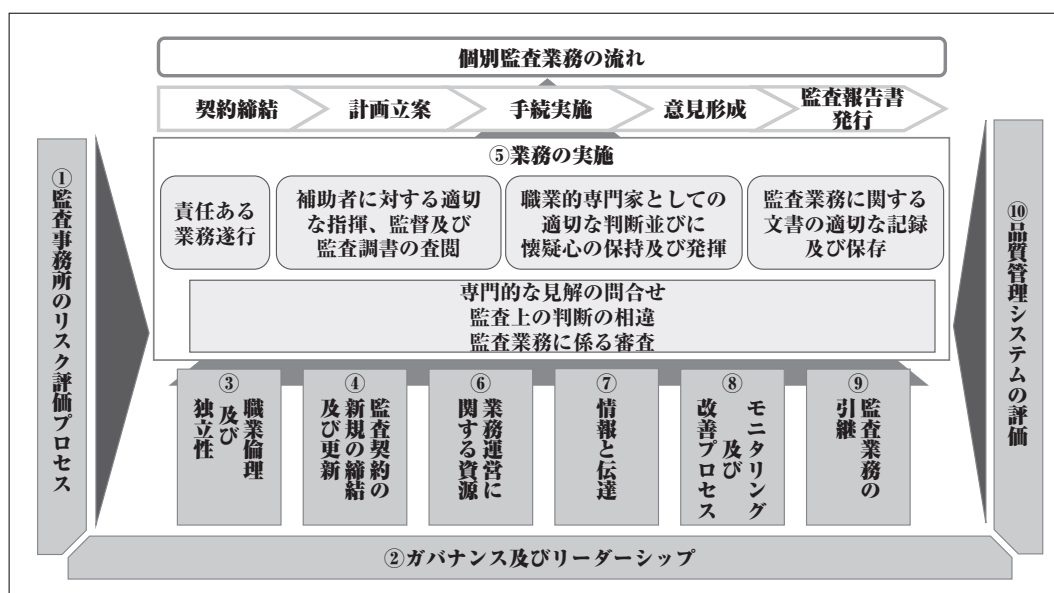
例には次のようなものがある。

<不備事例>

▶監査チームは、会社法監査報告書の発行後に、被監査会社の監査役等に対し、会社法監査に係る監査結果説明を実施し、（ア）会社法監査に係る経営者確認書の草案に関する記載内容を説明している。また、金融商品取引法監査に係る監査報告書を発行する前に、再度、監査結果説明を実施し、（イ）被監査会社グループに対する監査及び非監査業務の報酬に関する情報を説明している。しかしながら、監査チームは、会社法監査報告書の発行前の適時のタイミングで、上記（ア）及び（イ）に関する監査役等とのコミュニケーションを実施していない。【大手監査法人】

▶当監査法人は、監査契約の更新に関し、監査責任者に対して、被監査会社の誠実性、監査実施上のリスク、監査資源の確保等を考慮した契約リスクの程度を評価の上、審査担当者の承認を得ることを義務付けている。しかしながら、監査チームは、監査契約の更新の可否に関する検討において、前期に係る監査時間の実績が、計画時の監査時間

<図表2>品質管理態勢と個別監査業務の関係（参考イメージ）



を大幅に超過していたにもかかわらず、前期の計画時と同水準の監査時間を当期に係る予定監査時間として算定しており、監査の品質を維持しつつ、前期に係る監査時間の実績から大幅に削減するための具体的な手法及び当該手法により削減し得る具体的な時間数について検討していない。

また、審査担当者は、当該監査契約の更新を承認するに当たり、監査チームが算定した予定監査時間の合理性について検討しておらず、当該監査契約の更新の適否について十分に検討していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

＜評価できる取組事例＞

- ▶当監査法人は、監査業務の品質管理上の課題を早期に発見して、監査事務所として組織的な対応を図るために、公表された財務諸表の分析結果や適時開示情報などを基にモニタリング対象となる監査業務を選定し、審査担当者とは別のモニタリング担当者が会社法の監査報告書日までに監査調査の記載内容について点検している。
- ▶当監査法人は、社員等に対し、法令違反等事実を発見した場合の被監査会社の監査役等に対する通知例を示すなどして、周知徹底を行っている。

また、監査事務所として、財務書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがあると判断した事項について、金融商品取引法第193条の3に基づく通知を被監査会社に対して行った結果、当該通知を受けた被監査会社において、財務諸表の訂正を行うとともに、適切な開示の実施に向けた体制強化が図られた。

全ての監査事務所において、品質管理システムの本来の目的である監査の品質の合理的な確保という観点を十分に認識した上で、品質管理システムが個別監査業務に対して有効に機能するよう、当該システムを効果的かつ

効率的に整備・運用することが求められる。各監査事務所の最高経営責任者や品質管理担当責任者は、自らの監査事務所の規模や特性に応じ適切な品質管理システムの態勢を構築し、また、必要に応じて見直すなど、適切に維持していく必要がある。

2. 監査役等との連携

会計監査人と監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）との連携の重要性については、企業による不正な財務報告事例の発生を受けて、近時改めて強調されており、監査基準においては、「監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない」とされている。会計監査人は監査役等に対し、監査計画の策定から監査手続の実施、監査意見形成の各段階における情報共有を通じて監査の実効性の向上を図るほか、審査会検査や日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果を踏まえた監査の品質管理上の問題点についても意見交換するなどして、両者間の連携を積極的に推進する必要がある。

なお、令和3年3期決算から、監査報告書に記載が求められることとなった「監査上の主要な検討事項（KAM）」については、会計監査人が監査役等と協議した事項の中から決定することとされており、会計監査人と監査役等との深度あるコミュニケーションの重要性は一層増している。

会計監査人と監査役等がコミュニケーションを行う事項等については、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」や同報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に定められているので、これらの基準を理解することにも留意する必要がある。

会計監査人と監査役等との連携の必要性については、関係者の間に浸透してきており、連携の深度に差こそあるものの、定期的なコ

コミュニケーションが図られている状況が認められる。一方で、次の事例のとおり、十分なコミュニケーションを行っていない監査事務所もみられる。

▶監査チームは、被監査会社の監査役会に対し、以下の項目に関する報告を行っておらず、監査役会とのコミュニケーションを十分に実施していない。

- ・会社法監査に係る監査報告書の発行後に判明した、未修正の虚偽表示
- ・金融商品取引法監査において、監査人が要請した経営者確認書の草案

【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

Ⅲ. 個別監査業務編

審査会検査における個別監査業務での不備事例は、監査計画の策定から監査意見の形成に至るまで、広範な領域にわたってみられる。ここでは、「財務諸表監査における不正」、「財務報告に係る内部統制の監査」及び「監査上の主要な検討事項（KAM）」についての事例を取り上げる。

なお、本事例集では、これまで数多く指摘されている項目の事例をより強調して注意を促す観点から、個別監査業務において検出される不備に関し、数多く指摘されている項目に係る根拠規定及び留意点を整理している（図表3参照）。

<図表3> 監査業務の実施において多数指摘されている項目に係る根拠規定及び関連する留意点

項目	指摘の根拠となることが多い規定	関連する留意点
1. 財務諸表監査における不正	監査基準報告書240第25・29・31項	➤ 安易に不正リスクを限定していないか。 ➤ 識別した不正リスクに適合する十分な監査手続を立案・実施しているか。 ➤ 仕訳テストにおいて抽出された仕訳に対して漏れなく証憑突合等のリスク対応手続を実施しているか。
2. リスク評価及び評価したリスクへの対応	監査基準報告書330第17・20項	➤ 評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案しているか。 ➤ 評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要な取引種類、勘定残高、注記事項について、実証手続を立案し実施しているか。
3. 監査証拠	監査基準報告書500第5～8項、同520第4・6項、同530第7項、同570第15項	➤ 二重目的テストについて、各々の監査手続の目的を満たす十分かつ適切な監査証拠を入手していることを確かめているか。 ➤ 経営者の利用する専門家の適性、能力及び客観性を評価するとともに、当該専門家の業務の適切性を検討しているか。 ➤ 被監査会社が作成した資料の信頼性を検討しているか。 ➤ 分析的実証手続の実施に際し、データの信頼性、推定値の精度、監査上許容できる差異の金額を超える差異の内容を検討しているか。 ➤ 監査サンプリングの実施に際し、サンプルの抽出方法やサンプル数の妥当性を検討しているか。 ➤ 継続企業の前提の評価に関連する経営者の対応策が効果的で実行可能であるかについて、具体的な監査証拠に基づき検討しているか。

4. 会計上の見 積りの監査	監査基準報告書540 第13・21・22・23項、 同500第8項	➤ 棚卸資産の評価ルールや固定資産の減損に係るグルーピングなど、被監査会社が設定した方針の妥当性を検討しているか。 ➤ 会計上の見積りの監査に際し、被監査会社が作成した資料の信頼性を検討しているか。 ➤ 事業計画の達成可能性など、被監査会社の重要な仮定について、具体的な裏付けに基づいた検討を行っているか。 ➤ 矛盾する情報も含め、監査の過程で入手した全ての関連する監査証拠を考慮し評価しているか。 ➤ 経営者が利用した専門家の業務について監査証拠としての適切性を評価しているか。 ➤ 監査人の専門家の利用の要否も含め、専門的な技能又は知識が監査チームに必要なかどうかを検討しているか。
5. グループ監 査	監査基準報告書600 第29・30・39・40・ 41・42項	➤ 構成単位の監査人が実施する作業に適切に関与しているか。 ➤ 構成単位の監査人に、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクや関連当事者を網羅的に伝達しているか。 ➤ 構成単位の監査人が実施したリスク対応手続を十分に評価しているか。 ➤ 構成単位の監査人からの報告内容に対して、監査チームとして必要な追加対応を実施しているか。
6. 専門家の業 務の利用	監査基準報告書620 第6項	➤ 専門知識が必要な場合に、専門家の業務を利用する必要性の検討を行っているか。
7. 財務報告に 係る内部統 制の監査	監査基準報告書265 第6・7項、 同610第13・14・19項、 財務報告内部統制監査 基準報告書第1号 第97・101・112・187 項	➤ 財務諸表監査におけるリスク評価と、経営者による内部統制の評価範囲の整合性を検討しているか。 ➤ 財務諸表監査の過程で虚偽表示や内部統制の不備を発見した場合、内部統制監査へ及ぼす影響を検討しているか。 ➤ 内部監査人の作業を利用する場合、内部監査人の客観性と能力を評価し、利用する作業の適切性を評価しているか。また、関連する重要な虚偽表示リスクの程度に応じて内部監査人の利用範囲を適切に決定しているか。
8. 監査上の主 要な検討事 項 (K A M)	監査基準報告書701 第12項	➤ K A Mに対する監査上の対応として記載した監査手続を実施しているか。

1. 財務諸表監査における不正

財務諸表監査における不正リスクへの対応に係る監査手続の不備としては、次の事例のように、収益認識における不正リスクによる重要な虚偽表示リスクを示す可能性があるかどうかを十分に検討できていない事例や、不正リスクシナリオを想定しているが被監査会社が作成した内部管理資料との突合のみを実施している事例などがみられる。

▶被監査会社の子会社であるA社は、その子会社であるB社に対しコンテンツ等に係る

使用権（ライセンス）を付与し、対価としてライセンス料を受領している。

監査チームは、分析的手続を実施し、A社が有する売上債権全体に係る回転期間が20か月と長期化している状況であることを認識している。

しかしながら、監査チームは、A社のB社に対する売上高について、関連する取引の概要を把握するのみで、回転期間が長期化している状況が、不正による重要な虚偽表示リスクを示しているかについて十分に検

討していない。【大手監査法人】

▶被監査会社は、建設業を営んでおり、工期が非常に短い工事契約について、履行義務を充足した一時点で収益を認識している。監査チームは、売上が決算月（3月）に前倒し計上されるリスクを不正による重要な虚偽表示リスクとして識別し、決算月に売上計上された工事契約から抽出したサンプルに対する証憑突合を実施している。

しかしながら、監査チームは、内部証憑である被監査会社発行の請求書控えとの照合を行うのみで、不正リスクを識別していない場合に比べ、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手するための手続を実施していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかを判断する必要がある。

また、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在していないかを判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施することが求められる。

更に、経営者の説明に合理性がないと判断された場合など、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合には、リスク評価及び立案したリスク対応手続を修正し、想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を実施しなければならないことに留意が必要である。

2. 財務報告に係る内部統制の監査

内部統制の監査に関する不備としては、次の事例のように、内部監査人等の作業を利用する際、特別な検討を必要とするリスクに関連するプロセスでありながら監査人自らが実

施する作業範囲の拡大の必要性を検討していない事例や、サンプルの妥当性を検証することなく、被監査会社の内部統制の評価結果を定型的に利用している事例などがみられる。

▶監査チームは、被監査会社が不適切な売上収益を計上するリスクについて、特別な検討を必要とするリスクとして識別している。また、監査チームは、販売プロセスに対する運用評価手続の実施に際し、被監査会社の内部監査人の作業結果を利用している。しかしながら、監査チームは、販売プロセスに関連する売上収益を、特別な検討を必要とするリスクとして識別していながら、当該リスクを識別していない場合と同等の範囲で、当該内部監査人の作業結果を利用しており、監査人自らが実施する作業範囲の拡大の必要性について十分に検討していない。【大手監査法人】

▶監査チームは、被監査会社の内部監査人が実施した内部統制の運用評価手続に関し、その一部を再実施するとともに、独自に抽出した当該運用評価手続について、サンプルテストによる評価を実施している。しかしながら、監査チームは、内部監査人による内部統制の運用評価手続に係るサンプリングに際し、サンプルテストの対象となる母集団の網羅性を評価していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

監査人は、効果的かつ効率的な監査の観点から、監査上の重要性を勘案しつつ、経営者による内部統制の整備及び運用状況並びに評価結果を十分理解し、財務諸表監査と内部統制監査を一体的に実施することが求められている。

その一方で、金融商品取引法上の内部統制報告制度は、経営者が、財務報告に係る内部統制を評価した結果に基づき報告書を作成し、当該報告書に対し監査を受けることをもってディスクロージャーの信頼性を確保することが目的であることから、監査人には、被

監査会社の規模や組織構造等の特徴を踏まえた内部統制の構築に関して、指導的機能を発揮することが求められている。

このような要請に応えるべく、監査人は、内部統制の評価範囲の妥当性、内部統制の評価の検討方法及び発見した不備の程度の評価等に対して、画一的・形式的に手続を実施するのではなく、必要とされる監査手続の時期・範囲・適切性等について改めて検討する必要がある。

特に、新規に評価対象としたプロセス、特別な検討を必要とするリスクに関連するプロセス等、リスクが高いと判断される領域に対しては、十分かつ適切な監査証拠が入手できたか、慎重に評価することが求められる。

3. 監査上の主要な検討事項（K A M）

K A Mに関する不備事例としては、次の事例のように、K A Mに記載した監査上の対応のうち、一部の手続を実施していない事例のほか、K A Mに記載された財務諸表における注記事項への参照が不正確である事例などがみられる。

▶監査チームは、被監査会社の連結財務諸表に係る監査報告書に、のれんの評価をK A Mとしたことのほか、監査上の対応として、過年度における事業計画とその後の実績との比較、直近における主要顧客からの売上実績に関する資料の閲覧、受注及び案件獲得見込みに関する資料の閲覧等の監査手続を実施した旨を記載している。

しかしながら、監査チームは、K A Mに係る監査上の対応として、実際には、上記の手続を実施していないにもかかわらず、当該監査報告に実施した旨を記載している。
【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

K A Mの目的は、実施された監査に関する透明性を高めることにより、監査報告書の情報手段としての価値を向上させることにある。

また、財務諸表の利用者に対しては、K A Mにより監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項を理解するのに役立つ追加的な情報が提供され、監査の透明性を高めることができる。そのため、監査人には、K A Mの目的を十分に理解した上で、K A Mのボイラープレート化・形骸化につながらないように適切な対応が求められる。

監査チームは、K A Mを決定する際には、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的なコミュニケーションを行うことが求められる。また、監査報告書に記載される「K A Mの内容及び決定理由」には、K A Mの対象となっている領域や金額を特定することにより、企業の特定の状況に直接関連付けた記載とすることに留意が必要である。更に、監査報告書に記載される「監査上の対応」には、K A Mの決定理由に記載した要因に適合する手続又は監査アプローチの内容をできる限り具体的に記載することが求められている。

おわりに

被監査会社におかれては、資本市場に対して適正な財務情報を提供する責任があることを再認識していただくとともに、監査報告書にK A Mの記載が求められていることも踏まえ、適切かつ実効的な会計監査が行われるよう、会計監査人とのコミュニケーションをこれまで以上に積極的に行っていただければと考えている。

なお、審査会が実施した検査の結果については、監査事務所に対して書面を交付して通知しており、また、監査事務所はその内容等を被監査会社の監査役等に伝達することが求められていることから、伝達された情報を部分的ではなく総合的に活用して、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況をより深く理解していただき、監査事務所とコミュニケーションを深めていただければ幸いである（本事例集の「Ⅳ. その他 検査結果の通知」を参照）。